

指定居宅介護支援事業

重要事項説明書

株式会社湖楓
居宅介護支援かえで
滋賀県草津市追分南一丁目8番34号
(指定事業所番号：2570601647)

1. 事業者について

- (1) 法人所在地 滋賀県草津市追分南一丁目7番3号
(2) 法人名 株式会社湖楓
(3) 代表者氏名 代表取締役 佐藤 亮

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所 平成31年4月1日 指定
(2) 事業所番号 2570601647
(3) 事業所の目的 株式会社湖楓が開設する居宅介護支援かえでが実施する指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
- (4) 事業所の名称 居宅介護支援かえで
(5) 事業所の所在地 〒525-0048
滋賀県草津市追分南一丁目8番34号
(6) 電話番号 077-566-0088
FAX番号 077-566-7533
(7) 管理者氏名 井上 聖
(8) 運営方針
1 当事業所は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
2 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の事業者に偏ることのないよう公平かつ中立に実施します。
3 事業の実施にあたっては、各保険医療機関、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を図り、その協力と理解の下に総合的なサービスの提供に努めます。
- (9) 開設年月日 平成31年4月1日
(10) 通常の事業の実地地域 草津市、大津市（青山中学校区）
(11) 営業日、営業時間、休業日

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9：00～17：00
休業日	祝日、土曜日、日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）

3. 職員の配置状況（令和6年4月1日現在）

（1）事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務
管理者		1		
介護支援専門員	3	1		

※ 職員の配置については、指定基準を満たしています。

（2）職員の勤務体制と担当業務

職 種	業 務
管理者	管理者は、職員及び利用の申し込みに係る調整など業務の管理を一元的に行うとともに、職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	介護支援専門員は、利用者の訪問調査を行い、利用者に対して地域の指定居宅サービス事業者等の内容、料金などの情報を適正に提供し、利用者の課題分析の結果に基づいて、利用者及び家族の希望を反映したサービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

4. 事業所が提供する居宅介護支援サービスの内容

当事業所は、利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画作成の支援を行います。また、居宅において適正なサービスが確保されるように、サービス提供事業者と連絡調整を行う等、その他必要な便宜を図ります。業務内容は以下のとおりです。

※ 利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。

①	利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族と面接相談を行います。そこでの情報や希望をもとに居宅サービス計画の原案を作成します。この原案に基づき、サービスの種類、
---	---

	内容、利用料等について説明の上、利用者の選択により最終的な居宅サービス計画を作成します。
②	居宅サービス計画作成後は、担当者が利用者及び家族と連絡を取りながら、経過の把握に努めます。また、計画に沿ったサービスが提供されるようサービス提供事業者と連絡調整を行います。
③	利用者の状態に変化等があれば、居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更の申請等必要な支援を行います。また、利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合も計画の変更等必要な支援を行います。

※ 医療と介護の連携の強化

利用者が入院された場合には、当事業所の担当居宅介護支援専門員の氏名、連絡先等を入院先の医療機関にお伝えください。

5. 介護保険被保険者証等の提示のお願い

サービスをご利用になる前に、必ず介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証をご提示ください。また、記載内容に変更があった場合にも必ずご提示ください。

6. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、利用者負担はありません（但し、介護サービス計画を受けることについて、予め市区町村に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納により、法定代理受領ができない場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をお支払いいただきます。その際、サービス提供証明書を発行いたしますので、お住まいの介護保険の窓口へ提出し、全額の払い戻しを受けてください）。

【居宅介護支援費】

別添をご参考下さい。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う指定居宅介護支援サービスに要した交通費は、その通常の事業の実施地域を越えた地点から片道kmあたり20円を徴収します。

7. 利用料金のお支払方法について

(1) 請求方法 サービスの利用料金は1ヵ月ごとに計算し、サービス提供月の翌月15日迄にご請求申し上げます。

(2) 支払方法 現金又は銀行振込（毎月末日までに前月分をお支払い下さい。）

8. 事故発生時の対応について

利用者のサービス提供中に事故が発生した場合は、以下の対応を行います。

- ① 利用者に対する最善の処置
- ② 管理者、草津市、大津市への報告及び連絡
- ③ 利用者及び家族への連絡
- ④ 事後の記録及び原因究明並びに再発防止策の検討

9. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者、家族に報告します。

10. 苦情の受付について

(1) 事業所における苦情の受付

事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

所在地 滋賀県草津市追分南一丁目8番34号

電話番号 077-566-0088

FAX 番号 077-566-7533

苦情受付窓口 (担当者) 井上 聖

受付時間 9:00~17:00 (月曜日~金曜日(祝日除く))

(2) その他

事業所以外にも以下の関係機関にも苦情・相談窓口があります。

(各窓口の連絡先一覧)

窓 口	電 話 番 号
滋賀県国民健康保険団体連合会	077-510-6605
草津市役所健康福祉部 介護保険課	077-561-2369
大津市役所 介護保険課	077-528-2753

11. 事業所の休業日、営業時間外の連絡体制について

事業所の休業日や営業時間外等で急な連絡が必要な時には下記へご連絡ください。

サ高住かえで 連絡番号<077-566-7532> 24時間対応

連絡を受け付けた者で代行対応できる内容であれば、その場で対応させていただきます。なお、必要に応じて担当の介護支援専門員へ連絡を行います。

12. 個人情報保護について

事業者及び事業者の使用するものは、サービスを提供する上で知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。当該守秘義務は本契約終了後も同様です。

13. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に対して周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対する人権擁護、虐待防止のための研修を定期的開催する。
- (4) 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

(虐待防止に関する責任者 管理者 井上 聖)

